



2025年7月29日

各位

会社名 株式会社 カチタス
代表者名 代表取締役社長 新井 健資
(コード番号：8919 東証プライム市場)
問合せ先 取締役管理本部長 横田 和仁
(TEL 03-5542-3882)

従業員に対する譲渡制限付株式としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、譲渡制限付株式として自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2025年8月29日
(2) 処分する株式の種類及び株式数	当社普通株式 36,000株
(3) 処分価額	1株につき2,514円
(4) 処分価額の総額	90,504,000円
(5) 割当予定先	当社従業員8名 28,800株 当社子会社従業員2名 7,200株

2. 処分の目的及び理由

当社は、当社グループの企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、所定の要件を満たす当社の従業員8名及び当社子会社の従業員2名（以下「対象従業員」といいます。）に対して金銭債権合計90,504,000円ひいては本自己株式処分として当社の普通株式36,000株（以下「本割当株式」といいます。）を付与することを決議いたしました。また、長期的かつ継続的な勤務を促す観点から、本割当株式には譲渡制限を設けることといたしました。

対象従業員は、支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社が本自己株式処分により割り当てる普通株式を引き受けることとなります。また、当社は、本自己株式処分に伴い、対象従業員との間で、大要、以下の内容をその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。

なお、本割当株式は、引受けを希望する対象従業員に対してのみ割り当てることとなります。

＜譲渡制限付株式割当契約の概要＞

（１）譲渡制限期間及び譲渡制限の解除条件

対象従業員は、2025年8月29日（払込期日）から2032年8月28日までの間、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「本譲渡制限」といいます。）。ただし、対象従業員が、それぞれ以下の①から③に定める期日の前日まで継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、以下の①から③に定める期日がそれぞれ到来したときに、それぞれ①から③に記載する数の割当株式について、本譲渡制限を解除する。

① 2030年8月29日（以下「譲渡制限解除日①」という。）

：割当株式数を300で除して算出された数（ただし、1未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げる。）に100を乗じて算出された株式数（以下「本株式数①」といい、当該株式を「本株式①」という。）。ただし、対象従業員が払込期日から譲渡制限解除日①の前日までの間に休職した場合、休職を開始した日を含む月の翌月から復職をした日又は譲渡制限解除日①の前日のいずれか早く到来した日を含む月までの月数（休職期間が複数にわたる場合はすべての期間を合算する。以下同じ。）を60から控除した数を、60で除した数に、本株式数①を乗じた数（ただし、1未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の株式数とする。

② 2031年8月29日（以下「譲渡制限解除日②」という。）

：本譲渡制限が解除されておらず、かつ当社が無償取得していない割当株式数を200で除して算出された数（ただし、1未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げる。）に100を乗じて算出された株式数（以下「本株式数②」といい、当該株式を「本株式②」という。）。ただし、対象従業員が払込期日から譲渡制限解除日②の前日までの間に休職した場合、休職を開始した日を含む月の翌月から復職をした日又は譲渡制限解除日②の前日のいずれか早く到来した日を含む月までの月数を72から控除した数を、72で除した数に、本株式数②を乗じた数（ただし、1未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の株式数とする。

③ 2032年8月29日（以下「譲渡制限解除日③」という。）

：本譲渡制限が解除されておらず、かつ当社が無償取得していない残りすべての割当株式数（以下「本株式数③」といい、当該株式を「本株式③」という。）。ただし、対象従業員が払込期日から譲渡制限解除日③の前日までの間に休職した場合、休職を開始した日の翌月を含む月から復職をした日又は譲渡制限解除日③の前日のいずれか早く到来した日を含む月までの月数を84から控除した数を、84で除した数に、本株式数③を乗じた数（ただし、1未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の株式数とする。

（２）譲渡制限期間中の退職

対象従業員が、当社取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合、（i）譲渡制限解除日①の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数（ただし、払込期日から上記地位喪失までの間に、対象従業員が休職をした場合は、休職を開始した日を含む月の翌月から復職した日又は当該地位を喪失した日のいずれか早く到来した日を含む月までの月数を差し引いた数）を60で除した数に、対象従業員が保有する本株式数①を乗じた数（ただし、計算の結果1未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。）の本株式①につき、本譲渡制限を解除し、（ii）対象従業員が

譲渡制限解除日②より前に当社取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限解除日②の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数（ただし、払込期日から上記地位喪失までの間に、対象従業員が休職をした場合は、休職を開始した日を含む月の翌月から復職した日又は当該地位を喪失した日のいずれか早く到来した日を含む月までの月数を差し引いた数）を72で除した数に、対象従業員が保有する本株式数②を乗じた数（ただし、計算の結果1未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。）の本株式②につき、本譲渡制限を解除し、(iii) 対象従業員が譲渡制限解除日③より前に当社取締役会が正当と認める理由により当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限解除日③の時点をもって、払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数（ただし、払込期日から上記地位喪失までの間に、対象従業員が休職をした場合は、休職を開始した日を含む月の翌月から復職した日又は当該地位を喪失した日のいずれか早く到来した日を含む月までの月数を差し引いた数）を84で除した数に、対象従業員が保有する本株式数③を乗じた数（ただし、計算の結果1未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。）の本株式③につき、本譲渡制限を解除する。ただし、当社取締役会が正当と認める理由により対象従業員が当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合において、当該喪失の理由等を鑑みて、当社の取締役会が特に認めた場合は、それぞれ（1）①ないし③により算出される数の本株式①ないし③について本譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限解除日①が到来した時点において本譲渡制限が解除されていない本株式①の全部について、譲渡制限解除日②が到来した時点において本譲渡制限が解除されていない本株式②の全部について、及び譲渡制限解除日③が到来した時点において本譲渡制限が解除されていない本株式③の全部について、当該各時点の直後の時点をもって、当然にこれを無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象従業員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、払込期日を含む月から組織再編承認日を含む月までの月数を84で除した数に、当該時点において保有する割当株式数を乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の割当株式（ただし、本譲渡制限を解除した割当株式が存在する場合には、当該割当株式数を減じた数の割当株式）につき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2025年7月28日（取締役会決議日の前営業日）の東

京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,514円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象従業員にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上